

平成29年2月

浪江町原発ADR集団申立に関する報告

浪江町支援弁護団

○浪江町は、平成25年5月29日、浪江町民を代理して、原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介手続の申立てを行った。

○浪江町・浪江町支援弁護団は、浪江町・町民の原発事故被害を明らかにするため、

- ①「浪江町被害実態報告書」の作成・提出
- ②現地調査（仮設住宅、浪江町全域）の実施
- ③町民の陳述書作成・意見陳述
- ④DVD「浪江町ドキュメンタリー」の作成・提出 を行った。

○仲介委員は、上記を受け、平成26年3月20日、和解案を提示した。

- ①避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料の加算

平成24年3月11日～平成26年2月末日 月額5万円

- ②避難により高齢者（75歳以上）の正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた日常生活阻害慰謝料として加算

平成23年3月11日～平成26年2月末日 月額3万円

○申立人は、和解案の提示を受け、福島県内外で計7回の説明会を実施し、ほぼ全員から和解案への同意書を受領した。

そして、浪江町は、平成26年5月26日に、和解案を受諾した。

○東電は、平成26年6月25日、和解案を拒否した。

その後も、長きにわたり、拒否回答を繰り返した。

平成26年8月25日・仲介委員が和解案提示理由補充書提示

→東電は、9月17日に拒否回答

平成27年1月23日・仲介委員が和解勧告

→東電は、2月23日に拒否回答

平成27年5月1日・仲介委員が2月回答に対し求釈明

→東電は、5月20日に回答。

申立人に「避難生活の長期化により将来への不安等が増大したという事情が認められることについては争わない」と回答するも、和解案を拒否

○原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会は、

平成26年8月4日・「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」

→「和解案に…中間指針等から乖離したもの…は存在しない」として、東電の和解案拒否の対応について批判

平成27年12月2日・仲介委員に助言

→①申立人らに「紛争の迅速かつ適正な解決を図るべく申立てを行ったにもかかわらず、その解決の見通しが立たないという憂慮すべき事態」を生じさせ、

②「亡くなられた申立人の方々やその関係者に極めて無念な思いをさせた」

③「原賠法が予定する和解仲介手続を含む原子力損害に対する賠償システム自体の信頼性を大きく揺るがすおそれがある極めて憂慮すべき事態である」

○仲介委員は、平成27年12月17日、和解案受諾勧告書を提示。（高齢者13名について一刻も早く）

→東電は、平成28年2月5日、拒否回答。

○仲介委員は、高齢者13名のうち1名につき、和解案どおりの内容で、和解案を無条件で受諾するよう求める。

→東電は、仲介委員の意向を最大限斟酌した結果、和解案を受諾すると回答

○今回、申立人1名につき、和解案どおりの内容で和解が成立する。
このことは、以下のことを示す。

- ①和解案の内容が合理的であり、正当なものであること
- ②東電の拒否が不合理であること

○東電は、平成26年1月15日に認定された「新・総合事業計画」において、自ら「紛争審査会の定める中間指針第四次追補においては、東電に対して、中間指針で賠償対象と明記されていない損害についても、その趣旨を踏まえ、合理的かつ柔軟な対応と被害者の方々の心情にも配慮した誠実な対応を求めている。東電としては、かかる中間指針の考え方を踏まえ、紛争審査会の下で和解仲介手続を実施する機関である原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重する。」と宣言した。

○東電は、これまで、何ら合理的な理由なく和解案の受諾を拒み続け、すでに、申立てから3年8か月、和解案提示から2年10か月が経過している。

この間、申立人のなかには、和解案どおりの賠償を受け取ることができないまま、命を落とす者もいる。

東電の不誠実かつ正義に反する態度には、怒りを禁じ得ない。

○東電に対して、引き続き、他の申立人についても、早期かつ無条件で、和解案を受諾するように求める。

以 上